二　アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量　一リットルにつき百二十五ミリグラム未満。ただし、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による条例により、当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水について排水基準が定められている場合にあつては、当該排水基準に係る数値に一・二五を乗じて得た数値とする。

第十二条第二項中「第三十一号」を「第三十二号」に改め、同条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、前三項の規定にかかわらず、一の項目について水質検査を行うことにより他の項目に係る第六条の技術上の基準に適合することが明らかであると認められる場合においては、当該他の項目について水質検査を行わないことができる。

第二十一条第二項及び第二十二条第三号中「第九条の四第一項各号」の下に「若しくは第九条の五第一項（第一号ただし書、第六号及び第七号を除く。）」を加え、「第九条の九第一項（第三号ただし書、第四号及び第五号を除く。）」を「第九条の九第一項第一号若しくは第六号」に改める。

第二十四条の五第一項中「第二項第一号から第四号までに定める基準」を「第二項第一号、第二号（ただし書を除く。以下この項において同じ。）若しくは第三号から第五号までに定める基準（法第十二条の十第一項第二号（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例で第九条の九第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準）に改め、同条第二項中「第九条の九第二項第五号又は第六号」を「第九条の九第二項第六号又は第七号」に、「同項第五号」を「同項第六号」に、「第六号（」を「第七号（」に改める。

附　則

この政令は、平成十三年七月一日から施行する。

国土交通大臣　林　寛子
環境大臣　川口　順子
内閣総理大臣　小泉純一郎

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十三年六月二十二日

内閣総理大臣　小泉純一郎

政令第二百十四号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行期日を定める政令

内閣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の施行期日は、平成十三年七月十五日とする。

環境大臣　川口　順子
内閣総理大臣　小泉純一郎

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成十三年六月二十二日

内閣総理大臣　小泉純一郎

政令第二百十五号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令

内閣は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第二条第一項、第十条及び附則第三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物）

第一条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める廃棄物は、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったものを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）とする。

（処分の期間）

第二条　法第十条の政令で定める期間は、法の施行の日から起算して十五年とする。

（法附則第三条の政令で定める事務）

第三条　法附則第三条の政令で定める事務は、法第八条、第九条、第十二条第二項、第十四条、第十六条、第十七条及び第十八条第一項に規定する事務とする。

附　則

この政令は、法の施行の日（平成十三年七月十五日）から施行する。

環境大臣　川口　順子
内閣総理大臣　小泉純一郎

省　令

○厚生労働省令第百三十三号

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第十二条の規定に基づき、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成十三年六月二十二日

厚生労働大臣　坂口　力

ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律施行規則

（補償金の請求）

第一条　ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号。以下「法」という。）第三条の規定により補償金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、性別、生年月日及び住所

二　請求者が入所していた国立ハンセン病療養所等において前号の氏名と異なる氏名を用いていた場合にあつては、当該国立ハンセン病療養所等において用いていた氏名

三　平成八年三月三十一日までの間に入所していたすべての国立ハンセン病療養所等の名称

四　前号の国立ハンセン病療養所等について、それぞれ入所した年月日（退所した場合にあつては、入所した年月日及び退所した年月日）

五　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者にあつては、払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

六　払渡しを受ける機関に郵便局を希望する者にあつては、払渡希望郵便局の名称及び所在地

七　請求年月日

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　住民票の写しその他の前項第一号に掲げる事項を証明することができる書類

二　請求者の生存を証明することができる書類

三　前項第五号に規定する者にあつては、預金通帳の記号番号を明らかにすることができる書類

3　第一項の請求書は、現にハンセン病療養所に入所している者にあつては、当該ハンセン病療養所を経由して厚生労働大臣に提出するものとする。

（支払未済の補償金の請求）

第二条　法第六条第一項の規定により支払未済の補償金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載して署名又は記名押印した請求書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、性別、生年月日、住所及び当該請求に係るハンセン病療養所入所者等（以下この条において単に「ハンセン病療養所入所者等」という。）との身分関係

二　ハンセン病療養所入所者等の氏名、性別、生年月日及び住所

三　ハンセン病療養所入所者等の死亡年月日

四　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者にあつては、払渡希望金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

五　払渡しを受ける機関に郵便局を希望する者にあつては、払渡希望郵便局の名称及び所在地

六　請求年月日

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　住民票の写しその他の請求者の氏名、性別、生年月日及び住所を証明することができる書類

二　ハンセン病療養所入所者等の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類

三　請求者が遺族である場合にあっては、請求者とハンセン病療養所入所者等との身分関係を証明することができる書類及び請求者がハンセン病療養所入所者等の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明することができる書類

四　請求者が相続人である場合にあっては、相続人であることを証明することができる書類

五　前項第四号に規定する者にあっては、預金通帳の記号番号を明らかにすることができる書類

（支給決定の通知）

第三条　厚生労働大臣は、第一条第一項又は前条第一項の請求書を受理したときは、これを審査し、補償金の支給の可否及び支給する場合における補償金の額を決定し、これらを請求者に通知しなければならない。

（添付書類の省略等）

第四条　第一条第一項又は第二条第一項の規定により請求書を提出すべき場合において、厚生労働大臣は、特別な事由があると認めたときは、その書類の添付を省略させ、又は前条の審査のために必要な書類の提出を求めることができる。

○環境省令第二十三号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第七条第二項、第八条、第九条、第十一条、第十二条第二項及び第十六条第二項並びにポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第二百十五号）第一条の規定に基づき、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

平成十三年六月二十二日　　環境大臣　川口　順子

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（環境に影響を及ぼすおそれの少ない廃棄物の基準）

第二条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令（平成十三年政令第二百十五号）第一条の環境省令で定める基準は、ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったものを処分するために処理したものについて、当該処理したものが、次の表の上欄に掲げる廃棄物である場合ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

（フレキシブルディスクによる手続）

第五条　第一条第一項又は第二条第一項の請求書の提出については、これらの書類に記載すべき事項を記録したフレキシブルディスク並びに請求の趣旨及びその年月日並びに請求者の住所を記載するとともに、請求者が署名又は記名押印した書類を提出することによって行うことができる。

（フレキシブルディスクの構造）

第六条　前条のフレキシブルディスクは、日本工業規格X六二二三号に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第七条　第五条のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二四号又は日本工業規格X六二二五号に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五号に規定する方式

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第八条　第五条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一　請求者の氏名

二　請求年月日

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

一　廃油	当該廃油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一キログラムにつき〇・五ミリグラム以下であること。
二　廃酸又は廃アルカリ	当該廃酸又は廃アルカリに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料一リットルにつき〇・〇三ミリグラム以下であること。
三　廃プラスチック類又は金属くず	当該廃プラスチック類又は金属くずにポリ塩化ビフェニルが付着していない、又は封入されていないこと。
四　陶磁器くず	当該陶磁器くずにポリ塩化ビフェニルが付着していないこと。
五　廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず及び陶磁器くず以外の廃棄物	当該処理したものに含まれるポリ塩化ビフェニルの量が検液一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム以下であること。

2　前項に定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第一条の二第五十一項に規定する環境大臣が定める方法の例により検定した場合における検出値によるものとする。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画）

第三条　法第七条第二項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込みは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごとに定めること。

二　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の体制の確保に関する事項には、次の事項を定めること。

イ　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の現状

ロ　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の確保のための方策

ハ　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の整備に関する事項

ニ　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の広域的な処理の体制に関する事項

三　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために必要な監視、指導その他の措置に関する事項を定めること。

四　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために必要な関係地方公共団体との連携に関する事項を定めること。

五　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために必要な国民、事業者及びポリ塩化ビフェニル製造者等の理解を深めるための方策に関する事項を定めること。

六　前各号に規定するもののほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する事項であって必要と認められるものを定めること。

（保管等の状況の届出）

第四条　法第八条の規定による届出は、毎年度、前年度におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況について、当該年度の六月三十日までに、次に掲げる事項を記載した様式第一号による届出書の正本及び副本を当該保管及び処分に係る事業場の所在地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長とする。以下同じ。）に提出することにより行うものとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　事業場の名称及び所在地

三　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び量並びに保管又は処分の状況

四　事業者にあっては、次に掲げる事項

イ　資本の額又は出資の総額

ロ　常時使用する従業員の数

ハ　当該保管に係る事業の属する業種の種別

ニ　法人にあっては、その発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式又は出資を所有する法人がある場合には、当該法人の名称、住所及び代表者の氏名並びに資本の額又は出資の総額